



本号の内容

1. 海外トピックス：台湾、フィリピン、ミャンマー
2. 特集：ASEAN 各国の為替相場制度と最近の動向について
3. 最近寄せられた相談事例 (Q&A)：中国における個人に対する外貨管理

1. 海外トピックス

台湾：日本産食品に対する輸入規制緩和

台湾衛生福利部（日本の厚生労働省に該当）は2024年9月25日、日本産食品への輸入規制緩和を発表しました。これにより、2011年の原子力発電所事故に伴い輸入を停止していた福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県野生鳥獣、キノコ類、コシアブラについては、放射性物質検査報告書および産地証明書の添付を条件に輸入が可能となります。また5県以外からの食品輸入は、放射性物質検査報告書の添付義務が解除されました。

フィリピン：CREATE 法の改正法が成立

フィリピンは2024年11月11日、経済活性化等を目的としたCREATE法を改正するCREATE MORE法の成立を発表しました。新法では、付加価値税（VAT）の適用範囲の明確化、税制インセンティブ強化等が盛り込まれています。同国が外資企業を誘致するにあたり、障壁とされていた税制の曖昧さや煩雑さの解決が図られています。

ミャンマー：FATF が行動要請対象の高リスク国として指定継続

金融活動作業部会（FATF）は2025年2月21日、行動要請対象の高リスク国（ブラックリスト）のミャンマーについて、声明を発表しました。FATFは同国の行動計画について、進展はしているものの対処すべき事項が残されている、と評価し、加盟国に対し引き続きミャンマーとの取引について、デューディリジェンスを強化するよう求めました。FATFは同声明で、6月までに進展が見られない場合、対抗措置を検討するとしています。

2. 特集：ASEAN 各国の為替相場制度と最近の動向について

(1) 最近の ASEAN 主要国の為替レート動向について

米国が 2022 年はじめに国内インフレ抑制のため利上げを開始して以降、世界各国で米ドル高・自国通貨安が進んでいきました。図表 1 は、ASEAN 主要国通貨の 2022 年 1 月 1 日からのレート推移と、2025 年 3 月 1 日における変動率を示したものです。

図表1 米ドルに対する各国通貨のレート推移

		2022.1.1	2023.1.1	2024.1.1	2025.1.1	2025.3.1	※変動率
日本	円	115.10	130.09	146.88	155.18	147.45	▲28.1%
インドネシア	ルピア	14,380.00	14,985.00	15,775.00	16,295.00	16,321.00	▲13.5%
マレーシア	リンギット	4.18	4.26	4.73	4.45	4.43	▲6.0%
フィリピン	ペソ	51.07	54.71	56.29	58.41	57.19	▲12.0%
シンガポール	ドル	1.35	1.31	1.34	1.36	1.33	△1.7%
タイ	バーツ	33.22	32.84	35.53	33.77	33.67	▲1.4%
ベトナム	ドン	22,645.00	23,445.00	24,415.00	25,060.00	25,520.00	▲12.7%

(出所) 各種情報より信金中金作成 ※2022.1.1レート→2025.3.1レートの変動率

対ドルで多くの国の通貨が減価していますが、その程度は国ごとに異なります。この違いの要因として、ASEAN 各国がそれぞれの経済状況や環境に応じた為替制度を設け、運用していることが挙げられます。

(2) 国際通貨基金 (IMF) による ASEAN 各国の為替制度の分類

IMF (国際通貨基金) は、各国・地域の為替制度を、米ドルなどの通貨との固定度合いに基づいて分類しています (図表 2)。

ASEAN 諸国の中でも経済規模が大きいタイ、マレーシア、フィリピン、インドネシ

図表2 IMFによる為替制度分類

固定度合	分類		国・地域数	主なアジア諸国・地域
強 ↑ ↓ 弱	自国通貨放棄 (ドル化等)	No separate legal tender	14	
	カレンシーボード制	Currency board	12	ブルネイ (Sドル)、香港 (米ドル)
	固定相場制	Conventional peg	40	
	バンド付きペッグ制	Stabilized arrangement	23	シンガポール、カンボジア カンボジア
	クローリング・ペッグ制	Crawling peg	3	
	クローリング・バンド制	Crawl like arrangement	24	ベトナム、ラオス、中国
	水平バンド・ペッグ制	Pegged exchange rate within horizontal bands	1	
	中央値を設定しない管理フロート	Other managed arrangement	11	ミャンマー
	管理変動相場制	Floating	35	タイ・マレーシア・インドネシア・フィリピン、韓国、インド
	変動相場制	Free floating	31	日本

(出所) IMF 「EXCHANGE ARRANGEMENTS AND EXCHANGE RESTRICTIONS」

アは、「管理変動相場制」と呼ばれる制度を採用しています。この制度は基本的に変動相場制ですが、国内外の経済状況を考慮しながら通貨当局が適宜為替介入を行い、為替レート（主に対米ドル）を望ましい方向へ誘導することが特徴です。

一方、シンガポールやベトナムは、自国経済と密接な関係を持つ国々の通貨価値や国内インフレ率など、特定の経済指標を参照し、それらの変化に応じて為替レート（主に対米ドル）を調整する「バンド付きペッグ制」や「クローリング・バンド制」を採用しています。

(3) 信用金庫取引先への影響

前述の通り、ASEAN 各国の通貨は米ドルに対して大半が減価していますが、その減価率は円と比較すると低い状況にあります。このため、円は近年、ASEAN 各国の通貨に対しても円安が進みました。図表 3 は、10,000 円を現地通貨に両替した場合（両替手数料は考慮しない）の現地通貨額の推移を示しています。

図表 3 10,000円相当の現地通貨額推移

		2022.1.1	2023.1.1	2024.1.1	2025.1.1	2025.3.1	※減価率
インドネシア	ルピア	1,249,000	1,151,600	1,073,800	1,049,700	1,106,600	▲11.4%
マレーシア	リンギット	364	328	322	287	300	▲17.6%
フィリピン	ペソ	4,444	4,202	3,831	3,759	3,876	▲12.8%
シンガポール	ドル	117	101	91	88	90	▲23.1%
タイ	バーツ	2,890	2,525	2,421	2,179	2,278	▲21.2%
ベトナム	ドン	1,987,000	1,804,170	1,720,760	1,612,890	1,695,400	▲14.7%

各種情報より信金中金作成 ※2022.1.1現地通貨額→2025.1.1.現地通貨額の減価率

信金中金海外業務推進部では、さまざまな海外ビジネスに関する相談を受け付けていますが、最近では ASEAN 各国通貨に対する円安の進行に伴い、以下のような事例が見られるようになってきました。

〔事例①〕 日本企業向けの部品製造を目的に、ASEAN 地域で現地法人の設立を検討していたものの、計画していた現地での製造コストが円建てで増加。これにより、当初予定していた投資額では不足が生じ、進出計画を断念することになった。

〔事例②〕 現在、ASEAN 域内の国で部品を製造し、日本企業向けに輸出を行っているが、売上は円建てである一方、人件費、光熱費、材料費などの製造原価に関連する支出は現地通貨払いとなっている。インフレに加え、為替レートの変動が影響し、現地法人の利益が減少した。そのため、業務再編について検討を始めた。

(4) 今後の展望

ASEAN 各国の為替レートは、米国 FRB の金融政策に加え、米国、中国、欧州など、経済的に密接な関係を持つ国や地域の政策からも影響を受けます。2025 年 1 月には第 2 次トランプ政権が発足しましたが、大統領選挙時の公約に基づく政策の実施に加え、予測が難しい新たな政策が打ち出される可能性も指摘されています。そのため、今後の動向を注視する必要があります。

本稿に関してご不明な点がございましたら、お取引のある信用金庫を通じて信金中金までお問い合わせください。

3. 最近寄せられた相談事例 (Q&A) : 中国における個人に対する外貨管理

Q 中国企業から商材を5万米ドル分輸入しました。代金送金にあたり、請求書に記載されている銀行口座名義を確認したところ、企業名ではなく代表者が指定されていました。先方に確認したところ、外貨管理上の理由であると回答され、また次回の取引は代表者親族宛への送金を依頼されました。現地の外貨管理制度と関連法令を教えてください。

A 本取引は、中国企業側にとって日本企業向けの輸出取引です。同国の貿易管理規則に基づき、契約書等の疎明書類が揃っている場合、貨物輸出に対する国外からの代金回収（中国側へ海外からの代金送金）について、中国は外貨管理上の規制は設けていません。中国では個人に対する外貨管理上の規定があり、年間5万米ドルまでについては、人民元と外貨間の兌換が認められています。本件は、中国企業の代表者が、自己都合で個人外貨管理に関する制度を目的外に利用しようとしているものと思料されます。法令の根拠もなく個人向け口座に外貨送金を依頼してくる中国企業側の姿勢に疑義があること、外国送金については近年取引に沿った疎明資料の準備や手続きが求められることから、先方の要望には応じず、中国企業名義の口座宛に送金をしてください。

【中国における個人外貨管理の概要】

① 外貨から人民元への兌換

中国人、外国人双方とも、年間（1月1日～12月31日）の累計5万米ドル相当額以内であれば、銀行窓口で身分証を提示すれば兌換可能です。

② 人民元から外貨への兌換

①と同様の条件で、銀行にて兌換可能です。

③ 対外送金に関する制限

【中国人】個人名義の外貨口座内にある資金の対外送金は、当日送金額が5万米ドル以内であれば、銀行に身分証を提示すれば送金可能です。超過する場合は、説明資料の提示が必要です。

【外国人】外貨口座にある資金は、身分証の提示により対外送金が可能です。

(※ 中国の居留許可を保有していない外国人は基本的に銀行口座開設が困難です)

(出所) 中国外貨管理局「經常項目外貨業務指引（2020年版）」（2020.8.28通知）

本稿についてご不明な点があれば、お取引のある信用金庫を通じて信金中金へご連絡ください。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
東京都中央区八重洲1丁目3番7号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。